



目的達成業務届出書

西企営第115号
平成25年10月24日

総務大臣
新藤 義孝 殿

郵便番号 540-8511

(ふりがな) おおさかふおおさかしちゆうおうくぼんぼちょう

住 所 大阪府大阪市中央区馬場町3-15

(ふりがな) にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

氏 名 西日本電信電話株式会社

代表取締役社長 村尾 利

むらお かずとし

日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第四項第一号及び日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第一条の規定に基づき、別紙の業務について届出します。

(別紙)

1. 業務の内容

(1) 概要

西日本電信電話株式会社（以下、「当社」という。）が、当社のIP通信網サービス等の契約者（以下、「契約者」という。）に対して、決済用端末を提供する。これを用いた契約者の信用販売に伴い、地域電気通信役務を利用して国内カード会社により顧客の本人確認または承認が行われるとともに、契約者が国内カード会社に譲渡した売上債権の対価の分配等を、電気通信役務を利用して当社が実施する。

なお、すでに目的達成業務として実施している、平成24年5月29日届出の料金回収代行業務に準じて、必要に応じて本業務の利用状況及び収支状況を報告する。

(2) 主な業務の実施方法

- ・ 契約者を代理した国内カード会社への加盟店契約の申込・変更・廃止
- ・ 当社が提供する決済用端末を用いた信用販売に伴う、国内カード会社による顧客の本人確認または承認の際の地域電気通信役務の提供
- ・ 契約者が国内カード会社に譲渡する債権について、電気通信役務を利用した振込による譲渡対価の分配及び明細の提供
- ・ 当社と契約者または国内カード会社との間の電話・メール・Webを用いた連絡及び問い合わせ対応 等

2. 業務の開始の日

平成25年11月1日（予定）

3. 業務の収支の見込み



4. 業務を営む理由

近年のクレジットカードや電子マネー等の普及・拡大に伴い、決済手段の多様化・電子化が進んできており、店舗等における対面販売においても、商品購入における支払い手段の更なる多様化や利便性向上に対するお客様の要望が高まってきている。

これらの動向を踏まえ、当社としても決済手段の多様化・電子化を推進し、お客様の利便性の向上に寄与することで、当社のIP通信網サービス等を用いた電気通信役務の利用機会の増大に資することになるため、本業務の実施を通じて、地域電気通信事業の目的を達成する考えである。

以上